## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法二四八〕 指図文句を抹消しないで指図禁止文句を記載した手 形と指図禁止の効力 (仙台高裁秋田支部昭和五二年ーー月ニー日判決) (最高裁昭和五三年四月二四日第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1984
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.57, No.10 (1984. 10) ,p.122- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19841028-0122

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 「商法 二四八

## 指図文句を抹消しないで指図禁止文句を 記載した手形と指図禁止の効力

【参照条文】 指図禁止文句の効力が優先し、 手形面上に指図文句と指図禁止文句が併記された場合には、 右手形は裏書禁止手形にあたる

〔判示事項〕

手形法一一条・七七条

Yに対して右手形金と受戻した日以降の年六分の割合による利 面金額七五万円を支払い、その手形を受戻した。そこで、 Yによって支払が拒絶された。この不渡のためにXは手形の額 拒絶証書作成義務を免除して訴外Bに対して白地裏書で譲渡し 義務を免除して右手形を白地裏書によって譲受け、 告人) が振出した約束手形の受取人訴外 A から、拒絶証書作成 X会社 (原告・被控訴人・上告人) はY会社 (被告・控訴人・被上 Bは右手形を満期日に支払場所で支払のために呈示したが、 更にこれを X は

> \約束手形金請求事件、判例時報、昭和五二年()第四一号、昭和五二年()第四一号、昭和五二年四月二四日第一段高數昭和五二年一 報八九三号八六頁 五三年()第一四九号 第一小法廷判決 一月二一日判决、

ものであった。 振出人であるYに対して債権者たることを対抗できないという かかわらず、Xはこれを白地式裏書で譲受けたものであるから るから、 Yが支払を拒絶した主な理由は、 息金の支払を求めたが、 指名債権譲渡の方式によらなければ譲渡できないにも Yから拒絶されたので本訴を提起した。 本件手形は裏書禁止手形であ

とられていたため、手形の受取人であるAとその後の裏書によ 表取締役印の丸い印影と重なっていた。このような記載方法が このうちの終りの三文字すなわち「書禁止」の部分はY会社代 と幅約一・五センチメートルにわたって横書きされていたが、 の間に、約三ミリメートルほどの大きさの文字で、「裏書禁止 と横に記載されており、この振出人の記載の一行目と二行目と 目に「鶴峯産業株式会社」、二行目に「代表取締役丸山吉三郎 ところで本件手形の振出人欄には、 Y会社の印によって 一行

書禁止手形であるためには手形上に明瞭な記載をなすことを要

方法であることを認めながら、なおこれを有効視したのは、裏

原判決は本件指図禁止文句の記載は極めて妥当を欠く記載

そこでXは上告し、その理由として次の二点をあげた。

第一審(山形地裁鶴岡支判昭和五二・三・八)では、指図文句をは指図文句が印刷されていたが、その抹消はなされなかった。ら初めてこれに気づいたようである。なお、本件手形の表面にら初めてとれに気づいたようである。なお、本件手形の表面にらいまま本件手形を譲渡または呈示し、支払拒絶がなされてかる取得者であるX、Bは、いずれもこの裏書禁止文句に気づかる取得者であるX、Bは、いずれもこの裏書禁止文句に気づかる取得者であるX、Bは、いずれもこの裏書禁止文句に気づか

指図文句と指図禁止文句が併記されている場合には、前者は無に十分その記載を読みとることができ、しかも振出人の記載は肉眼で十分その記載を読みとることができ、しかも振出人の記載は肉眼で十分その記載されているから気付くべきものである。また、と同一個所に記載されているから気付くべきものである。また、と同一個所に記載されている場合には、前者は無効となるとして、Xの表示上の矛盾を示すものとして手形は無効となるとして、Xの表示上の矛盾を示すものとして手形は無効となるとして、Xの表示上の矛盾を示すものとして手形は無効となるとして、Xの表示といる場合には、前者は無

益的記載事項で通常は手形用紙に印刷されているのに対し、後

者であることを対抗できないとして、Xを敗訴させた。ではこの対抗要件がふまれていないから、XはYに対して債権要件(民四六七条)をふむ必要があるが、Xへの手形譲渡に際しての効力を有する。そこで、その譲渡には指名債権譲渡の対抗をには有益的記載事項が優先し、本件手形は指図禁止手形とし者は任意的かつ有益的記載事項であるから、両者が併存すると

したがって、それは裏書禁止手形ではないとして上告した。意思表示上の矛盾を含むものとして裏書禁止文句は無効であり、抹消しないで指図禁止文句を記載したときは、手形は振出人の反し、違法といわなければならない。また第二に、指図文句を求した先例(大判昭和一〇・一一・二八新聞三九二三号一六頁)に違求した先例(大判昭和一〇・一一・二八新聞三九二三号一六頁)に違

(判 旨)

抹消しないまま指図禁止文句を記載したときは、振出人の意思

上告棄却。

件に適切でない。」

中に適切でない。

所論引用の判例は、事実を異にし、本程に所論の違法はない。所論引用の判例は、事実を異にし、本とした原審の判断は、正当として是認することができ、その過係のもとにおいては、本件手形には裏書禁止文句の記載がある係のもとにおいては、原判決の適法に確定した事実関上告理由第一点については「原判決の適法に確定した事実関

上告理由第二点については「手形の振出人が、手形用紙に印上告理由第二点については「手形の振出人が、手形用紙に印上出図文句を抹消することなく、指図禁止文句の効力が優たし、右手形は裏書禁止手形にあたると解するのが相当であり、先し、右手形は裏書禁止手形にあたると解するのが相当であり、たと、右手形は裏書禁止手形にあたると解するのが相当であり、

(評 釈)

第一

まず、最高裁判決の第一点は、本件手形には振出人の記名捺確認したもので、これを支持することができる。原審および最高裁判決の結論は、従来の下級審判決の内容を

「甲殿にかぎりお支払します」などがこれに含まれること は 広と同一意義を有するものとして(手一一条二項)、「裏書禁止」、とするための記載としては、「指図禁止」の文字のほか、こ れする原審の判断を是認している。手形をいわゆる指図禁止手形印欄のごく近くに、振出人が「裏書禁止」の文字を記載したと

く認められ て お り(最判昭和五六・一〇・一判時一〇二七号一一八

一卷一一号七四頁),

真、また、本件では振出人が手形の表面に記載しているわけである場合には、その記載は手形の表面に限らず、裏面になされてる場合には、その記載は手形の表面に限らず、裏面になされても差支えないが(西島梅治「裏書禁止手形」手形法・小切手法諱座3些とされる(横浜地判昭和四二・二・一五金融・商事判例五九号一必要とされる(横浜地判昭和四二・二・一五金融・商事判例五九号ーが要とされる(横浜地判昭和四二・二・一五金融・商事判例五九号ーが要とされる(横浜地判昭和四二・二・一五金融・商事判例五九号ーが要とされる(横浜地判昭和四二・二・十五金融・商事判例五九号ーム表表を記載する場合に記載したことについては争直、また、本件においては、振出人が手形の表面に記載しているわけである場合には、表出人がよりで表面に記載しているわけである場合には、表している。

はないかと疑われる「早川勲「本件最高裁判決判批」法律のひろば三に記載すれば、受取人などに拒否されるおそれがあったためできわめて不明瞭に記載したというこ と は、「裏書禁止」を明瞭と述べられている。このように、振出人が「裏書禁止」の文字を注意して見れば肉眼でも十分その記載を読みとることができる注意して見れば肉眼でも十分その記載を読みとることができる

載があるだけでは足りず、振出人が裏書禁止文句を記載して振 する根拠も見当らない。また、上告人Xが先例という大審院判 振出人について裏書禁止文句を手形の本文中に記載すべきこと 上に「裏書禁止」の文字が通常の注意をもってすれば容易に読 たもので、 出したことが、その記載上も明瞭でなければならない旨を述べ あるというためには、単に手形裏書欄に裏書を禁ずるという記 決(昭和一〇・一一・二八新聞三九二二号一六頁) は、 裏書禁止手形で を命ずる規定もなければ、その記載に限って特に厳格性を要求 であると主張するものもある (早川前掲判批七四頁)。けれども、 除するものであるから、その有効性については厳格に解すべき ある (西島前掲四○頁) ほか、 裏書禁止文句は手形の裏書性を排 ときには、手形の本文中に記載しなければならないとの見解も これに関連して、手形の裏面に「裏書禁止」の文字を記載する 人の上告理由もこの点を強く主張していることは当然といえる って、極めて妥当を欠く記載方法であると指摘し、また、 その意味では、原審が本件手形の裏書禁止文句は不明瞭であ 本件の場合とは異なっている。要するに、 本件手形 上告

をYに対して主張できるかという問題がある。この点について

本件手形が指図禁止手形になっているとすれば、Xはその地位する場合には、Yのなした裏書禁止の記載が有効な記載であり、

これに対して、XがYに対して手形上の権利を行使しようと

四人官。

みとれるかどうかは事実認定の問題であり、これが肉眼で十分

る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一一頁など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一一頁など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。 る(大隅健一郎・河本一郎・注釈手形法・小切手法一一百など)。

ると、どこまで指名債権譲渡に近づくかについては、ドイッ民法九頁、西島前掲四六頁)。けれども手形に指図禁止文句が記載され姓・手形法・小切手法三二六頁、田中誠二・手形・小切手法詳論下五四姓・手形法・小切手法 三六頁、田中誠二・手形・小切手法詳論下五四対して権利を行使できないと解するのが多数説である(鈴木竹は、指図禁止手形は一種の指名債権であるから、民法四六七条は、指図禁止手形は一種の指名債権であるから、民法四六七条

・手形法・小切手法入門八・一五九頁)。もっとも、わが国の学説、のもある(納富義光・手形法・小切手法論一五四・二九三頁、前田庸のもある(納富義光・手形法・小切手法論一五四・二九三頁、前田庸のもある(納富義光・手形法・小切手法論一五四・二九三頁、前田庸のもある(納富義光・手形と交付すれば、前述した手形の所持に伴う安全機能からいっ形を交付すれば、前述した手形の所持に伴う安全機能からいっ

の余地がありそうである。そのため一部には、譲受人にその手とは異なる規定をもつわが国の民法の規定の解釈上、なお検討

判例はこの少数説に理解を示しながら、まだこれを全面的に承知するところまで至っていないから、ここでは指図禁止手形となって、Xはその地位をYに対して主張できないと解しておきたい。そうなると、次の問題はYが指図文句を抹消しないで指図禁止そうなると、次の問題はYが指図文句を抹消しないで指図禁止手形を対るという点であろう。

した場合、手形法上どのような効果を生ずるかについての規定に、手形の記載事項について内容の矛盾する二つの記載が併存この点をとりあげたのが最高裁判決の第二点であるが、一般

であったということは、人的抗弁としてのみ主張できると解されない。ただ、手形金額の記載については、文字または数字をもって重複して記載した場合にその金額に差異があれば、最小金額を手形金額とするという規定がある(手六条・七七条二項)。この手形法六条は手形金額を誤記して二つの金額の間に差異を生じた場合、手形金額の記載は手形要件となっているから、その記載が不確定となって手形が無効となることを防ぐため、特別の解釈規定を設けて強行法的な解決をはかったものである。したがって、実は数字による金額の方が正しかったとか、両者の合計額を手形金額にするつもりの方が正しかったとか、両者の合計額を手形金額にするつもりの方が正しかったとか、両者の合計額を手形金額にすると解さ

れている(大隅=河本前掲三六頁)。

こととなっている。このように、手形の無益的記載事項と有益とととなっている。このように、手形の無益的記載事項と有益ないが、実際には統一手形用紙の裏面には、「表記金額を下記ないが、実際には統一手形用紙の裏面には、「表記金額を下記ないが、実際には統一手形用紙の裏面には、「表記金額を下記な裏書人またはその指図人へお支払いください」と印刷されている。こうした印刷文字は、手形が当然有する指図証券であるから、手形にとどまるという意味で、これを無益的記載事項と呼ぶこともある。他方、指図茶止文句の方は有益的記載事項と呼ぶこともある。他方、指図交句と指図禁止文句の併記から生ずる問題については、前述した手形要件の併記の場合と必ずしも同一題については、前述した手形要件の併記の場合と必ずしも同一題については、前述したが、手形の無益的記載事項と有益とととなっている。このように、手形の無益的記載事項と有益とととなっている。このように、手形の無益的記載事項と有益とととなっている。このように、手形の無益的記載事項と有益といいては、実際には、手形の無益的記載事項と有益とないが、実際に対しましている。

む手形は無効となると理解するものである。本件第一審の判旨 文句は内容上矛盾するから、そのような矛盾する意思表示を含 が無効となるという考え方である。これは指図文句と指図禁止 指図文句と指図禁止文句が併記された場合には、手形そのもの 場合には、これと矛盾する指図禁止文句は違法な記載となると 附加すべきであって、指図文句がそのまま証券上に残っている 指図式の手形はいったん記名式に改めてから指図禁止の文言を 記載できるものであるから(小五条一項二号・一四条二項参照)、 この考え方の根拠は、指図禁止文句は記名式手形についてのみ 有効であるが、指図禁止文句は無効となるという考え方である。 はこの立場をとって手形は無効となるとした上で、本件におい いうものである(西島前掲三九頁、早川前掲判批七五頁)。 と、およそ次の三つに分けることができる。第一説は、手形は ら争点となったわけである。そこで学説、判例を整理してみる については学説、判例が分れており、その点が本件で第一審か 他にはほとんど考えられない 的記載事項とがその内容を異にして併記されるという実例は、 そのため、指図文句と指図禁止文句が併記された場合の効力

句が併存した場合には手形自体が無効になるというのは、指図ものである。このうち第二説のように、指図文句と指図禁止文このように第一説と第二説は、広義において無効説に属する

られる特別の事情も認定できないとしている。

ては右指図文句の抹消を受取人または所持人に委託したと認め

手形を無効とするが、ただ、指図文句の抹消を振出人が受取人 に委託したと解されるときはこの限りではないという解釈につ 文句が不動文字をもって印刷されたものであることからいって 困難である。 う。<br />
その意味では、<br />
第一説、<br />
第二説の<br />
無効説を<br />
支持することは まで、この規定を適用して解決しようとするのは行過ぎであろ 指図文句のある手形上に指図禁止文句を併記した場合について 振出または譲渡の際の規定である。したがって本件のように、 四条二項を引用しているが、それらの規定は指図禁止小切手の るという第一説は、その根拠として小切手法五条一項二号、一 また、手形そのものは有効であるが、指図禁止文句は無効とな る(服部栄三「本件最高裁判決判批」ジュリスト六九三号一二四頁)。 るから、そうした委託が存在するとは考え難いという難点があ いては、受取人は手形を裏書譲渡する利益をもつのが通常であ に関連して第一審判決のように、両者の記載を併記することは 当事者の意思を著しく離れるものというほかはない。これ

図禁止文句は有益的記載事項であり、一般に有益的記載事項は手形上の指図文句はいわば無益的記載事項であるのに対し、指手形上の指図文句はいわば無益的記載事項であるのに対し、指手形上に指図文句と指図禁止文句が併記された場合にも、場は、手形上に指図文句と指図禁止文句が併記された場合にも、場は、手形上に指図文句と指図禁止文句が併記された場合にも、次に、有効説である第三説について検討してみよう。この立次に、有効説である第三説について検討してみよう。この立次に、有効説である第三説について検討してみよう。この立

同等である。したがって、その内容を変更する定款変更の手続な場合には、これらの記載事項を同列に並べて、当事者の意思はどこにあるかを推測するほかはないであろう。同様のことは、されらの記載事項についても起りうることであり、その記載事項は絶対的必要事項、相対的必要事項などに区別することであり、その記述事項が終記されていするのは適切でない。内容の矛盾する記載事項が併記されていするのは適切でない。内容の矛盾する記載事項が併記されてい

合の区別であって、それらが併記されしかもその内容が異なっ区別するのは、それらの記載のもつ法律上の効果を比較した場項を手形要件であるとか、有益的記載事項、無益的記載事項と

た場合に、その区別を直ちに矛盾解決のための基準として利用

| らである。 | (商三四三条) については、 原則として 区別されることはないか

対し、 そのいずれであるかを決めることは難しい。したがって、ここ づいてくるからである。現在のところでは、前者の考え方をと この立場には賛成できないと評するに止めておこう。 では無益的記載事項と有益的記載事項の内容が矛盾する場合に るものは比較的簡単に理由づけを述べているに過ぎないから、 べる普通文句と特別文句の関係を理由とする後者の考え方に近 れば、また別に考えなければならない。その場合には、次に述 禁止の意図で振出されたことは容易に理解できるというのであ る場合には、その前後の関係から、通常の取引人であれば指図 無益的記載事項はいわば初めから決まっている事項であるのに と有益的記載事項をひき合いに出したのは、指図文句のような ように見える。けれども、この立場が手形上の無益的記載事項 このように理解すると、前者の考え方は確かに支持できない 有益的記載事項が優先するという表現をそのまま理解して、 指図禁止文句のように後に書加えた有益的記載事項があ

ある。したがって、その点を別にすれば、本件の原審および最善形面に指図文句と指図禁止文句が併記された場合には、指図手形面に指図文句と指図禁止文句が併記された場合には、指図与えるだけに、最高裁判決の簡単な判示内容からすると、最高見えるだけに、最高裁判決の簡単な判示内容からすると、最高見えるだけに、最高裁判決の簡単な判示内容からすると、最高とえるだけに、最高裁判決の簡単な判示内容からすると、最高となるだけに、最高裁判決の簡単な判示内容からすると、最高を表してあげた第二点について、なものと考えるが、特に判示事項としてあげた第二点について、なものと考えるが、特に判示事項としてあげた第二点について、なものと考えるが、特に判示事項としてあげた第二点について、

 高裁判決の結論は支持できるものと考える。

高鳥 正失

るのが当事者の意思にも合致するという後者の考え方が妥当で

通文句を制限し、あるいは、補正する目的で記載するものであ特別文句はより個別的であり、問題となるべき事項について普容は一般的であり広範囲にわたるのに対し、特別に挿入された

両者の記載が矛盾する場合には、特別文句を優先させ

その意味においては、有効説の根拠としては、普通文句の内

るから、

あろう。要するに、本件最高裁判決は第一点、第二点とも妥当